

重要事項説明書<医療保険> インターネット通販特約・特別条件特約（B）付加

この「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱い」は、ご契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください、ご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえお申込みください。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり（約款・特約）」をご覧ください。

契約概要

この「契約概要」は、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要となる事項についてわかりやすく記載したものです。

1. 商品の仕組み

- ①この商品は、病気やケガによる入院と手術の保障を目的とした保険です。また、所定の女性疾病を手厚く保障するとともに、オプションとして死亡保障を兼ね備えることができます。
- ②ご契約の際は、ご自身のニーズにあう保障プランの中から1つを選択し、審査は告知事項に回答するだけといった、シンプルでわかりやすい商品です。

2. 保険期間

保険期間は1年です。以降、契約者から保険契約を更新しない旨の申し出がない場合は、1年ごとに更新されます。

3. 保障の対象となる方（被保険者）

新規契約にご加入いただける方（被保険者）は、日本国内に居住している満20歳から69歳（保険始期日現在）までで、かつ過去1年以内に不妊治療（排卵誘発剤の投与、人工授精または体外受精）の経験、またはその予定がある女性の方が対象となります。なお、ご契約の更新は、満79歳までとなります。

4. 保障内容（主契約・特約）

①主契約の保険金の種類、保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合については次のとおりです。

主契約	保険金を支払う場合	保険金を支払わない場合
入院保険金	病気やケガで継続した5日以上入院をしたとき (入院1日目から保障、1回の入院につき60日が限度となります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・犯罪行為 ・精神障害または泥酔状態による事故 ・無免許、酒気帯び運転中に生じた事故 ・地震、噴火または津波 ・戦争その他の変乱
手術保険金	病気やケガの治療を目的とした所定の手術を受けたとき	

②特約の保険金の種類、保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合については次のとおりです。

特約	保険金を支払う場合	保険金を支払わない場合
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として継続した5日以上入院をしたとき（入院1日目から保障、1回の入院につき60日が限度となります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始後90日以内に医師によって診断確定された、所定の悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的とした入院
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者または保険金受取人の故意 ・責任開始の日から3年以内の自殺 ・地震、噴火または津波 ・戦争その他の変乱

③特別条件特約（B）の被保険者の条件およびその内容（保険金を支払わない場合）

特約	被保険者の条件	保険金を支払わない場合
特別条件特約（B）	過去1年以内に次の不妊治療の経験がある女性（申込日または更新日現在において予定しているものを含みます。） <ul style="list-style-type: none"> ・排卵誘発剤の投与 ・人工授精または体外受精 	下記の特定期間等の治療を目的とした入院保険金、女性疾病入院保険金、手術保険金 <ul style="list-style-type: none"> ・卵巣過剰刺激症候群（OHSS） ・骨盤腹膜炎 ・子宮内膜ポリープ ・帝王切開 ・流産（切迫流産を含む） ・切迫早産

(ご注意) 1 保険期間中に発生した主契約および女性疾病入院特約の保険金を支払う場合は、入院保険金、女性疾病入院保険金および手術保険金の支払額を合算して、80 万円が限度となります。

5. 保険料

保険料は、被保険者の満年齢（保険始期日時点）・性別によって決まります。

6. 保険料の払込方法

- ①保険料は、クレジットカード払により払い込んでください。
- ②カードの有効性等が確認できた日を保険料が払い込まれた日とします。

7. 保険料不払いによる保険契約の無効

カードの有効性等の確認ができた場合であっても、当社がカード会社より保険料相当額を領収できない場合で、かつ、契約者がカード会社に保険料相当額を払い込んでいない場合、当社は契約者へ保険料を直接請求します。保険料を請求した日から 1 か月以内に保険料が払い込まれなかった場合、保険契約は無効（不成立）となります。

8. 保障プランの変更

保障プランの変更は、保険契約の更新時のみ行うことができます。（新たに健康状態や傷病歴の告知が必要となる場合があります。）

9. 保険契約の更新における留意点

- ①当社は、保険満期日の 2 か月前までに、契約者に対して保険の満期と更新の案内をお送りします。
- ②契約者より、保険満期日の前日までに保険契約を更新しない旨の申し出がない場合、保険契約は更新されます。
- ③更新時に「過去 1 年以内の不妊治療（排卵誘発剤の投与、人工授精または体外受精）の経験（更新日現在における予定を含む）」の条件を満たさなくなったときは、被保険者の同意および当社の承諾を得て、特別条件特約（B）を削除することができます。

10. 契約者配当金・解約返戻金

契約者配当金および解約返戻金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の際に特にご注意いただきたい事項（お客様の不利益となる場合など）についてわかりやすく記載したものです。

1. クーリングオフ（お申し込みの撤回）

この商品は、保険期間が 1 年のためクーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務と告知義務違反

①告知義務

ご契約の際、被保険者には、健康状態や傷病歴など、保険金支払事由の発生の可能性に関する重要な事項（告知事項）についてありのままを正しく告知していただく義務（告知義務）があります。告知事項は、被保険者ご自身が正確にご入力ください。

②告知義務違反

告知いただいた内容が事実と相違していた場合、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。また、この場合、支払事由が発生していても保険金を支払いません。

3. 保障が開始される日（保険始期日）

当社は、毎月 15 日の受付締切日までに入力された申込情報について引受審査を行い、その保険契約の申込を承諾した場合に翌月 1 日（保険始期日）から保障を開始します。また、この場合、保険始期日までに保険証券をお送りします。

4. 保険契約の不成立

保険始期日の属する月に第 1 回保険料（初回保険料）が払い込まれない場合は、保険契約は成立しません。

5. 保険料の払込猶予期間・失効

- ①第 2 回以後の保険料の払い込みにおいて、カードの有効性等が確認できない場合は、払込期日の属する月の翌月 1 日から

2か月間の「保険料の払込猶予期間」があります。

②万一、「保険料の払込猶予期間」内に保険料の払い込みがない場合は、保険契約は失効します。この場合、保険契約を復活することはできません。

6. 保険金をお支払いできない場合

「契約概要」に記載されている「4. 保障内容」の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

7. 保険料・保険金額の変更

①保険期間中

収支状況が著しく悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払事由が集中して発生し、保険金の支払に支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

②保険契約の更新時

保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、当社の定めるところにより更新契約について、保険料の増額または保険金額の減額を行うこと、もしくは更新契約の引受を辞退することがあります。

8. 保険料控除

この商品の保険料は、保険料控除（所得控除）の対象とはなりません。

9. 経営破たん時の取扱い

当社は、少額短期保険会社であるために保険契約者保護機構へ加入しておりません。当社が経営破たんした場合であっても、この保険は同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

10. 少額短期保険業者について

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく各種の規制があります。

①医療保険の保険期間は、1年までと定められています。

②医療保険等の保険金額の限度額は、入院・手術保険金が80万円、死亡保険金が300万円となります。

③1被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円となります。

④1契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限となります。

⑤原則として、当社の他の保険契約に重複してご加入いただくことはできません。

11. 指定紛争解決機関について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階

Tel 0120-82-1144 Fax 03-3297-0755

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

12. 支払時情報交換制度

保険金等のご請求に際して、お客様のご契約内容を照会させていただくことがあります。当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者各社、特定の損害保険会社（以下「少額短期保険業者等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」に基づき、当社を含む各少額短期保険業者等の保有する保険契約等に関する下記の照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合やこれらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払時情報交換制度」に基づき、相互照会事項の一部または全部について、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じて、他の各少額短期保険業者等に照会を行い、他の各少額短期保険業者等からの情報を受け、また他の各少額短期保険業者等からの照会に対して情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は、下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が、相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各少額短期保険業者等に提供された情報は、相互照会を行った各少額短期保険業者等によるお支払いの判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各少額短期保険業者等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会の事実は消去されます。各少額短期保険業者等は「支払時情報交換制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者、保険金等受取人およびその代理人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

照会項目	回答項目
・被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡まで）	・保険種類・契約日・復活日・消滅日・保険契約者の氏名および被保険者との続柄・死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄・死亡保険金額・給付金日額・各特約内容・保険料および払込方法・照会を受けた日から5年以内に発生した保険事故に関する保険事故発生日、死亡日、入院日、退院日、対象となる保険事故

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

個人情報の取扱い

当社は、個人情報の重要性に鑑み、また、少額短期保険事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融庁が定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」等のガイドラインを厳守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について必要かつ適切な措置を講じます。

1. 個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは個人情報保護方針に基づいて行います。

2. 個人情報とは

「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をさします。個人にはお客様、取引先従業員、当社従業員、株主を含みます。

3. 個人情報保護管理者

個人情報は、個人情報保護管理者が責任をもって管理するものとします。

【個人情報相談窓口】

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 1-3 2F
 アイアル少額短期保険株式会社
 個人情報保護管理者 経営企画室 チーフマネージャー
 E-mail: info@air-ins.co.jp

4. 個人情報の利用目的

①各種保険契約の引受、継続・維持管理

- ②保険金・給付金の支払い
- ③当社およびその提携・関連会社の情報提供、各種商品やサービスの案内
- ④個人情報の利用目的に必要な範囲での、業務委託先に対する提供
- ⑤再保険契約の締結および再保険契約に基づく通知・再保険金の回収
- ⑥その他当社業務に関連・付随する業務

5. 個人情報の利用・提供について

個人情報は、前述の目的以外には利用・提供しません。前述の目的以外でみなさまの個人情報を利用・提供する場合には、必ず事前にご本人に通知し、同意をいただいた上で行います。

ただし、裁判所、検察庁、警察等の法的機関から開示・提供を要求された場合に限り、これに応じる場合があります。

6. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

個人情報の記入は任意ですが、各サービスの実施において、それぞれ必要となる情報をいただかない場合は各々のサービスを受けられないことがあります。

7. 個人情報の委託について

当社は、利用目的の達成および業務を円滑に進めるために、外部業者に個人情報の一部又は全部の処理を委託することがあります。（この場合、安全管理対策の充実した委託先を選定し、かつ安全管理対策を契約において義務付けます）

8. 個人情報の開示等について

当社は、当社の開示対象個人情報に関し、以下の要請があった場合は本人の確認を行った上で、速やかに対応します。また当社の個人情報の取り扱いに関する質問、相談にも対応します。ただし、データの削除については、法的な保管義務に抵触する場合にはご希望に添えない場合があります。

- ①利用目的の通知
- ②開示
- ③訂正、追加又は削除
- ④利用の停止、消去又は第三者への提供

9. 個人情報に関する苦情およびお問合せ対応

当社の個人情報に関する苦情およびお問合せは、個人情報相談窓口で承ります。

お問合せの内容により必要な書類提出や質問へのご回答をお願いすることがあります。

アイアル少額短期保険株式会社

〒103-0011

東京都中央区日本橋大伝馬町1-3 2F

お問合わせ先：0120-550-378

（受付時間 平日9:00～17:00）